

平成16年3月19日(金曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	椋津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
犬飼一好	花・緑・せせらぎ推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	八矢昭司	学校教育課長
佐藤勝良	社会教育課主幹	石山忠	補佐
三瓶正博	選挙管理委員会事務局長	安孫子雅美	監査委員
布施崇一	監査委員	小松仁一	農業委員会事務局長
事務局長	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
片桐久志	事務局主査	大沼秀彦	主任

議事日程第6号

第1回定例会

平成16年3月19日(金)

午前9時30分開議

再開

- | | | | | |
|-----|----|----|-----|---|
| 日程第 | 1 | 議第 | 1号 | 平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第5号) |
| " | 2 | 議第 | 2号 | 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号) |
| " | 3 | 議第 | 3号 | 平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| " | 4 | 議第 | 4号 | 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| " | 5 | 議第 | 5号 | 平成15年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| " | 6 | 議第 | 6号 | 平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号) |
| " | 7 | 議第 | 7号 | 平成16年度寒河江市一般会計予算 |
| " | 8 | 議第 | 8号 | 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算 |
| " | 9 | 議第 | 9号 | 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算 |
| " | 10 | 議第 | 10号 | 平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算 |
| " | 11 | 議第 | 11号 | 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 |
| " | 12 | 議第 | 12号 | 平成16年度寒河江市老人保健特別会計予算 |
| " | 13 | 議第 | 13号 | 平成16年度寒河江市介護保険特別会計予算 |
| " | 14 | 議第 | 14号 | 平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算 |
| " | 15 | 議第 | 15号 | 平成16年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算 |
| " | 16 | 議第 | 16号 | 平成16年度寒河江市立病院事業会計予算 |
| " | 17 | 議第 | 17号 | 平成16年度寒河江市水道事業会計予算 |
| " | 18 | 議第 | 18号 | 寒河江市住居表示審議会条例の一部改正について |
| " | 19 | 議第 | 19号 | 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について |
| " | 20 | 議第 | 20号 | 寒河江市教育長の勤務条件に関する条例の一部改正について |
| " | 21 | 議第 | 21号 | 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について |
| " | 22 | 議第 | 22号 | 地方公営企業労働関係法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| " | 23 | 議第 | 23号 | 佐藤文庫図書購入基金条例等の一部改正について |
| " | 24 | 議第 | 24号 | 寒河江市スポーツ振興基金条例の一部改正について |
| " | 25 | 議第 | 25号 | 寒河江市市税条例の一部改正について |
| " | 26 | 議第 | 26号 | 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について |
| " | 27 | 議第 | 27号 | 寒河江市遺児教育手当支給条例の廃止について |
| " | 28 | 議第 | 28号 | 寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の廃止について |
| " | 29 | 議第 | 29号 | 寒河江市重度心身障害児手当支給条例の廃止について |
| " | 30 | 議第 | 30号 | 寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| " | 31 | 議第 | 31号 | 寒河江市寒河江駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について |

て

- " 3 2 議第 3 2 号 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - " 3 3 議第 3 3 号 大江町道路線の認定に関する承諾について
 - " 3 4 請願第 2 号 年金制度の改悪に反対する意見書の提出を求める請願
 - " 3 5 請願第 3 号 消費者保護基本法の抜本改正を求め国への意見書提出を求める請願
 - " 3 6 請願第 4 号 自衛隊のイラク派兵に反対する意見書の提出を求める請願
 - " 3 7 請願第 5 号 自由貿易協定締結交渉における国内農業に対する十分な配慮についての請願
 - " 3 8 請願第 6 号 中学校給食の実施を求める請願
 - " 3 9 請願第 7 号 年金給付額の据え置き等についての請願
 - " 4 0 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3) 建設経済委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
 - " 4 1 質疑、討論、採決
 - " 4 2 議会案第 1 号 消費者保護基本法の抜本改正を求める意見書の提出について
 - " 4 3 議会案第 2 号 自由貿易協定締結交渉における国内農業に対する十分な配慮についての意見書の提出について
 - " 4 4 議会案第 3 号 年金給付額の据え置き等を求める意見書の提出について
 - " 4 5 議案説明
 - " 4 6 委員会付託
 - " 4 7 質疑、討論、採決
 - " 4 8 議員派遣の件
 - " 4 9 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申し出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

平成16年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月26日及び3月15日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第1、議第1号から日程第39、請願第7号までの39案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第40、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前9時半から市議会第2会議室において、委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第18号、議第19号、議第21号、議第22号、議第25号、請願第2号、請願第4号及び請願第7号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第18号寒河江市住居表示審議会条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「学識経験者にはどういう方々が含まれるのか」との問いがあり、当局より「都市計画審議会会長などが含まれると思っています」との答弁がありました。

議第18号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「勤労青少年ホームの活用と運営はどういう形態になるのか」との問いがあり、当局より「文化センターと同じような管理運営形態で、従来どおり主事などを配置していく考え方です」との答弁がありました。

議第19号については、ほかに御報告する質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「退職金にはね返ることはあるのか」との問いがあり、当局より「あくまでも月額を減ずるといことで、退職手当等にははね返りません」との答弁がありました。

議第21号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号地方公営企業労働関係法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号年金制度の改悪に反対する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当職員による請

願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「株式運用や施設建設による赤字、年金財源のむだ遣いが問題になっている。それに対するチェックがなされていない。今の不況は消費税の引き上げが引き金になっていると言われている。税率を上げて年金財源にすべきではない。最低保障年金も世界的に普及しつつある制度で、新たな視点で創設していくべきというのは国民多数の目から見れば当たり前のことである。請願はぜひ採択すべきである」との意見がありました。

委員より「国会でもいろいろ議論されている。国でも基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1にしていく。そうした中で年金改悪という表現は気になる。子供や孫たちが安心して老後を過ごせる百年の大計を考え、何を財源にしていくかを考えると、将来は消費税というものも上げないわけにはいかない。かけない人も8万円の最低年金制度の仕組みをつくるべきとなると、これはかけている人との平等の問題だと思う。かけない人が将来ふえていくようになっては、年金制度が崩壊していくとの危惧の念を持っている。この請願には反対です」との意見がありました。

委員より「請願項目は妥当だと思っている。かけた分がもらえない、先々どうなるかわからないと、全く不透明な部分があるからかけない人がふえている理由がそこにある。最低でも老後は生活できるような保障をつくるべきだと思う。財源を消費税に求めるとなれば、景気が回復しない現況の中でますます大変な状況になってくる。先々非常に不安な状況を残しているの、そういうことがないように抜本的な改革が必要と思っている。この請願はぜひ採択して、意見書を提出すべきだ」との意見がありました。

委員より「若い人に安心感を与え、皆が年金制度を理解し、年金を積み立てるような改正を国全体で考えるべきと思う。この請願では、保護的な中で制度が要望されており、年金改革に対して国民の理解が得られるようなものになっていないと思う。この請願には反対です」との意見がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換を行った後、委員会を再開いたしました。請願第2号はほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第4号自衛隊のイラク派兵に反対する意見書提出を求める請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「イラク攻撃をした大前提は、大量破壊兵器があるのではないかとのことであった。調査して、ないと明言され、大義がなくなったと判断する。人と人のつながりで人道支援をするべきで、軍隊が入って何ができるという疑問も出されている。憲法第9条、自衛隊法を見れば、そうしたところに派遣しないとなっている。請願は願意妥当であり、採択して意見書を提出してほしい」との意見がありました。

委員より「イラク復興支援は、国連決議に基づいてその意を受け、国際社会の一員として我が国がしなければならない責務だと思う。飲料水、病院建設などのイラクの要望に対し、よりスピーディーに対応できるのは自衛隊ではないかと思う。最初に地ならしをして、後でNGOや民間の方がイラク復興支援に尽力する道筋を開拓するのが自衛隊で、活動するのは妥当だと思う。自衛隊派遣反対の意見書を出すのはいかがなものか」との意見がありました。

請願第4号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第7号年金給付額の据え置きなどについての請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第7号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前9時30分から市議会第4会議室において、委員7名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第4号、議第5号、議第6号、議第20号、議第23号、議第24号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号、議第32号、請願第3号、請願第6号の14案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第4号平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第4号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成15年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第5号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護認定に時間がかかるが、どのような形で行っているのか」との問いがあり、当局より「現在、審査会は毎週水曜日と木曜日に開催しており、1回当たり20件から25件の審査を行います。審査がスムーズに行われるよう努力しておりますが、内容的に、申請を受けてから訪問調査等を行い1次判定をして、それを受けて審査会を開き、その後市から認定書を送付することになりますので、早くても1カ月程度を要している状況であります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第6号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の都合上、議第26号から議第29号までを議題とし、審査に入りました。

初めに、議第26号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「4月から定員をふやして、その後乳児保育もするということだが、施設整備との関係は大丈夫か」との問いがあり、当局より「4月から工事に入るわけですが、工事期間中は小学校の空き教室と調理場をお借りして、通常の保育に支障のないよう実施してまいります。乳児保育については、そのために保育室をふやし内部の改装を行いますので、保育環境がきちんと整ってからということになりますので、10月から予定しております」との答弁がありました。

委員より「定員が1.5倍に膨れるわけですが、調理場や室内の運動場については現状のままで対応できるのか」との問いがあり、当局より「今回、遊戯室や保育室等の増築とあわせて、既存施設の大規模改修も実施する予定です。その際に、調理室、保育室等の改修もあわせて実施することにしてまいります」との

答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市遺児教育手当支給条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「この手当の該当者数」について問いがあり、当局より「中学生が25名、小学生が98名おり、子供の数としては123名です」との答弁がありました。

委員より「今回の条例廃止に対して新たな児童福祉の施策で対応するということだが、具体的にはどうするのか」との問いがあり、当局より「今、福祉の新しい動き、特に社会福祉面において自立支援の方向を国自体も出してきたてきております。これまでは経済的な支援で福祉を支えてきたわけですが、これからは相談窓口の整備や、自立支援、就労支援などの体制を充実していく方向にあります。市としては、母子自立支援員の設置、学童保育の充実、保育サービスの強化など、就労支援や家庭の自立につながる施策の充実を図ったものです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第27号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「これについては合併協議会の協議項目になっているのではないか」との問いがあり、当局より「合併時に新しい制度を考えるということになっておりますので、それについては今後検討していくことになると思います」との答弁がありました。

委員より「これにかえて激励会を充実していくということだが、具体的にどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「激励会については、対象者を拡大して実施してまいります。内容については、これまで宿泊と日帰りのコースを設定して実施しており、今後さらにアンケート等により参加者の感想、意見等を聞きながら、より充実してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第28号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市重度心身障害児児童手当支給条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第29号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市教育長の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第20号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号佐藤文庫図書購入基金条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「これまでの果実での運用状況」について問いがあり、当局より「これまでは908万6,190円で、5,903冊を購入しております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第23号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市スポーツ振興基金条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金はどこまで取り崩すのか」との問いがあり、当局より「16年度は生涯スポーツ振興事業の予算として活用させていただきます。その後については、スポーツ振興基金運営委員会に諮って協議をしておりますが、現在のところ総額を取り崩すことは考えておりません」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第24号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第30号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「駐輪場所を指定して利用させるのか」との問いがあり、当局より「利用申し込み時に駐輪場所を指定して、その場所を表示するステッカーを自転車に張って利用していただくこととなります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第32号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号消費者保護基本法の抜本改正を求め国への意見書提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「政府の方も動いており、採択すべき」との意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第3号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号中学校給食の実施を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「子供に対する親のしつけは大切です。しかし、このことと給食を実施することは矛盾しないし、両立できることだと思う。地域の方々からの要望も強く、早急に実現すべきである」との意見がありました。

委員より「12月議会でも申しあげたとおり、まず給食は家庭からが基本で、親子のきずなを深める大切なことだと思います。ですから、この請願には賛成できかねる。前回からまだ時間も経過していない中で、考え方が変わるものではない」との意見がありました。

また、委員より「私は、親子でつくる喜びを見出すことがよりよい日本の将来につながるという信念を持っておりますので、この請願には賛成できない。12月の定例会で申しあげたことに変わりありません」との意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第6号は賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

失礼しました。ただいま、「委員より12月議会でも申しあげたとおり、まず食事は家庭からが基本で」

ということで、訂正いたします。

それから、「議第29号寒河江市重度心身障害児手当支給条例の廃止について」に訂正いたします。

以上、御報告を終わります。

建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前9時30分から議会図書室において、委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第2号、議第3号、議第31号、議第33号及び請願第5号の5案件であります。

審査に先立ち、大江町道路線の認定に関する承諾箇所の現地調査を省略することを諮り、異議なくこれを省略し、審査に入りました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第2号平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第3号平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「みこしの保管状況について」の問いがあり、当局より「設計の段階からみこし会にも相談しながら、みこしに損傷を与えないように、紫外線をカットするUVガラスを使用し、温度によって自動的に換気扇が回るような設備にしております」との答弁がありました。

委員より、「みこし以外の展示等について」の問いがあり、当局より「駅前交流センター運営委員会の設立の段階で、パネル展示や子供みこしの展示についても話題になっており、会の中で検討しながら有効活用してまいりたい」との答弁がありました。

議第31号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号大江町道路線の認定に関する承諾についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号自由貿易協定締結交渉における国内農業に対する十分な配慮についての請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋秀治予算特別委員長 登壇〕

高橋秀治予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3月2日午後1時40分から本議場において、委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第1号平成15年度一般会計補正予算（第5号）、議第7号平成16年度寒河江市一般会計予算、議第8号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算、議第9号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第10号平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第11号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号平成16年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第13号平成16年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第14号平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成16年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号平成16年度寒河江市立病院事業会計予算、議第17号平成16年度寒河江市水道事業会計予算であります。12案件を一括議題とし、議案説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第1号については、一つ、合併処理浄化槽設置補助金の減額理由について。一つ、バス路線補助金の追加計上について。一つ、電子計算機システム賃借料減額理由について。

議第7号については、一つ、合併して寒河江市がなくなった場合の住民監査請求について。一つ、市制施行50周年記念市民歌制作委託料について。一つ、児童手当の範囲拡大による対象者について。一つ、合併浄化槽の予算計上について。一つ、側溝整備の箇所数について。一つ、市で土地開発公社に先行取得しただいている土地の買い戻しについて。

議第11号については、一つ、納税貯蓄組合事務交付金について。

議第17号については、一つ、都市計画区域内で上水道が利用できない世帯数について。一つ、配水池のタンクの工法についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第8号から議第10号まで、議第12号から議第16号までの8案件については、質疑はありませんでした。質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月17日午前9時41分から本議場において、委員20名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

日程第1、議第1号から日程第12、議第17号までの12案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第1号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第7号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第8号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第9号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第41、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

議第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。6番松田 孝議員。

〔松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、議第7号平成16年度寒河江市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

今日の日本経済は、相変わらず回復の兆しが見えず、国民は先行きの見えないいら立ちと、将来に対する不安に打ちのめされています。このような状況に追い打ちをかけるように、小泉自民党内閣は三位一体の改革と称して、地方自治体の財源である地方交付税や補助金、負担金などを3年間で4兆円を削減し、それとセットに税源を地方に移譲するとして、平成16年度予算から実施していますが、地方自治体への税源移譲は進まぬままに、地方自治体の財源を危機的状況に追い

込んでおります。

寒河江市の平成16年度の地方交付税の見込み額は、前年度に対して6.6%少ない136億5,000万円で、地方特例交付金は前年度に比べ10.1%マイナスの1億2,900万円となっております。さらに、保育所運営費や介護保険事務交付金など、国庫補助金、負担金が削られ、一般財源化されてしまうなど、自主財源が乏しい中で一段と厳しい財政運営を余儀なくされています。

小泉内閣は、イラクへの自衛隊派遣に膨大な国民の税金をつぎ込み、道路公団などによるむだな公共事業の見直しをすることもなく、一方的に税負担の増大や年金の支給額を引き下げるなど、国民生活に痛みを押しつける政治を推し進めています。

市長は自治体の長として、これらの政策に無批判に従うのでなしに、政府機関に意見を申し出ていくことはもちろんのこと、自治体独自の予算の使い方を見直していくことも必須のことと思います。

平成16年度一般会計予算は134億3,000万円と、前年に比べ3.5%減の緊縮予算となっております。予算の構成を見ますと総じて前年度より減額した内容となっており、執行部、三役を初め管理職の給料の減額や、人件費、諸経費の削減など、編成に当たっては苦労が随所に見られる予算となっております。

こんな中、新年度よりたかまつ保育所に乳児保育を実施する予算が組み込まれたことは、市民要求を踏まえたものとして評価いたしますが、寝たきり老人を抱えた家族へ支給されていた介護激励金制度が廃止されたり、要望が多い側溝整備の予算が前年の半分に削られるなど、市民生活に直接かわる部分の予算が削られていることは、あってはならないことと考えます。

このようなときこそ、不要不急のものは後回しにする、市民生活と直接かわりがない大型プロジェクトなどは見直しや縮小をしていくということが必要だと思います。その一つに、最上川河川敷に建設が進められている多目的水面広場が挙げられます。このことについて、日本共産党寒河江市議団は、隣接する西川町の月山湖に高校選手権や国体予選などの公式のカヌー競技大会が毎年開催されている立派なコースがあるにもかかわらず、寒河江市内に競合する施設を建設することに強い懸念を表明してきました。多額の工事費だけでなく少くない維持管理費が伴うことなどからも、緑地整備計画の見直しを求めてきました。

平成16年度一般会計における市債は10億3,900万円で、前年度より6億6,000万円ほど少なくなっていますが、公債費は20億2,000万円で予算総額の15%を占めています。絞りに絞った歳出予算の中で公債費の占める割合は大きく、他会計を含め、公債費は寒河江市の財政を身動きのできない状態に追い込んでおります。このことは、市民生活を最優先に予算編成すべきとする私たちの主張と要請を拒否し、大型プロジェクトを優先させ事業展開をしてきた財政運営へのツケが、ここにきてますます大きくなってきたものと考えます。

寒河江市民が、長年待ち望んできた中学校給食を実施しないと結論づけた理由の一つに、財政難があったことは周知のとおりであります。また、リストラや倒産、失業など、市民生活はかつてないほど深刻な状況になっております。税金の滞納者が増大し、医療証を交付してもらえず、とりあえず短期医療証や資格証明書で医師にかかっている人がふえています。このような状況の中で、16年度の国保会計予算には国保税の値上げを見込んだ予算が組み込まれております。

市政を運営する上で最優先にすべきは、市民の命と生活を守ることにあると考えます。大型プロジェクトの大胆な見直しや縮小などの改善が見られない今回の予算案に対しては到底納得できないことを申しあげ、反対討論といたします。

佐竹敬一議長 8番石川忠義議員。

〔石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 平成16年度一般会計予算に対し、私は緑政会を代表し賛成討論を行います。

地方の自主性、自立性の向上、つまり地方の裁量の拡大による地方分権と、それにふさわしい地方の税財政制度を構築することを目的としている国庫補助金、負担金、地方交付税、税源移譲を含む三位一体の改革の推進が一昨年6月に示されたところでありましたが、その改革の初年度として16年度の国の地方財政計画では、税源移譲額が6,500億円であるのに対し、国庫補助金、負担金、地方交付税の削減額が3兆9,000億円と、6倍もの額が地方にとっては少なく交付される

ことになりました。

こうしたことから、連日の新聞にも掲載されておりますように、全国の中小都市、本県にあっては県を初めすべての市町村で、新年度の予算編成に当たっては大変苦慮されたようであります。本市にあっては、確かに地方交付税の6.6%の減や臨時財政対策債の大幅な減、それに加えて保育所運営費補助金や介護保険事務費交付金の一般財源化などにより、歳入面では大きく減収となり、かつて経験したことのないような厳しい財政状況の中で予算が編成されたようであります。

しかし市長は、平成17年度を目標とした第4次振興計画の締めくくりの年を目前として、限られた財源の重点配分と経費の徹底した節減や財政調整基金の効率的な活用を図りながら、活力ある地域社会の構築に努めた予算としたことがうかがわれます。

中でも、本市にとって最も大きな事業で、最終年度を迎える駅前中心市街地整備事業に3億8,000万円もの繰り出しをし、後世に誇る本市の玄関口にふさわしい駅前周辺が完成されようとしております。このことにより、振興計画が目指す「美しい交流拠点都市 寒河江」が真に実現されるのではないかと大きな期待をしているところでございます。

また、子育て環境の整備の一環としての保育所の増築事業や、最終年度の醍醐小学校の改築事業などを初め、市民生活に密着したものに重点的に予算が振り分けられ、さらに、都市基盤や農業基盤の整備、商工業の振興対策などにも限られた予算を効率的に配分された予算と見ることができます。

さらに、本市の花・緑のイメージを内外にアピールできる「花咲かフェアINさがえ」も予算化されておりますし、また、市制施行50周年の節目の行事も予定されており、国からの相当厳しい歳入の削減があったにもかかわらず、対前年度比3.5%の減にとどめ編成された平成16年度一般会計予算は適正なものであると判断し、多くの市民より負託を受けている緑政会としては全面的に賛成をいたすものであります。

さらにつけ加えるとすれば、この厳しい時世だからこそ、一般会計、各特別会計のみならず、みずき団地を造成している土地開発公社とも補完し合いながら、さらにはクア・パークへの民間事業者の参画を図り、官民一体となり本市の発展、地域経済の活性化につながるような市長の市政運営に大きく期待し、平成16年度一般会計予算を初め関連する幾つかの予算案に賛成の態度を表明して、討論を終わります。

発言の訂正

佐竹敬一議長 以上で通告による討論は終わりました。

これにて……、はい。

松田 孝議員 ちょっと一部今の討論で間違いがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

「4億円」という表現をしましたが、**「4兆円」**の間違いでしたので、よろしく申し上げます。

佐竹敬一議長 これにて討論を終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

請願第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

請願第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数でございます。

よって、請願第4号は不採択と決しました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択することに決しました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

請願第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第7号は採択することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第42、議会案第1号から日程第44、議会案第3号の3案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第45、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第1号から議案第3号までの3案件については、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第46、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号までの3案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第47、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

議会案第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

議会案第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件

佐竹敬一議長 日程第48、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申し出並びに委員派遣承認要求について

佐竹敬一議長 日程第49、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申し出並びに委員派遣承認要求があります。このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前10時54分

佐竹敬一議長 これにて平成16年第1回定例会を閉会いたします。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 鈴 木 賢 也

同 上 松 田 伸 一